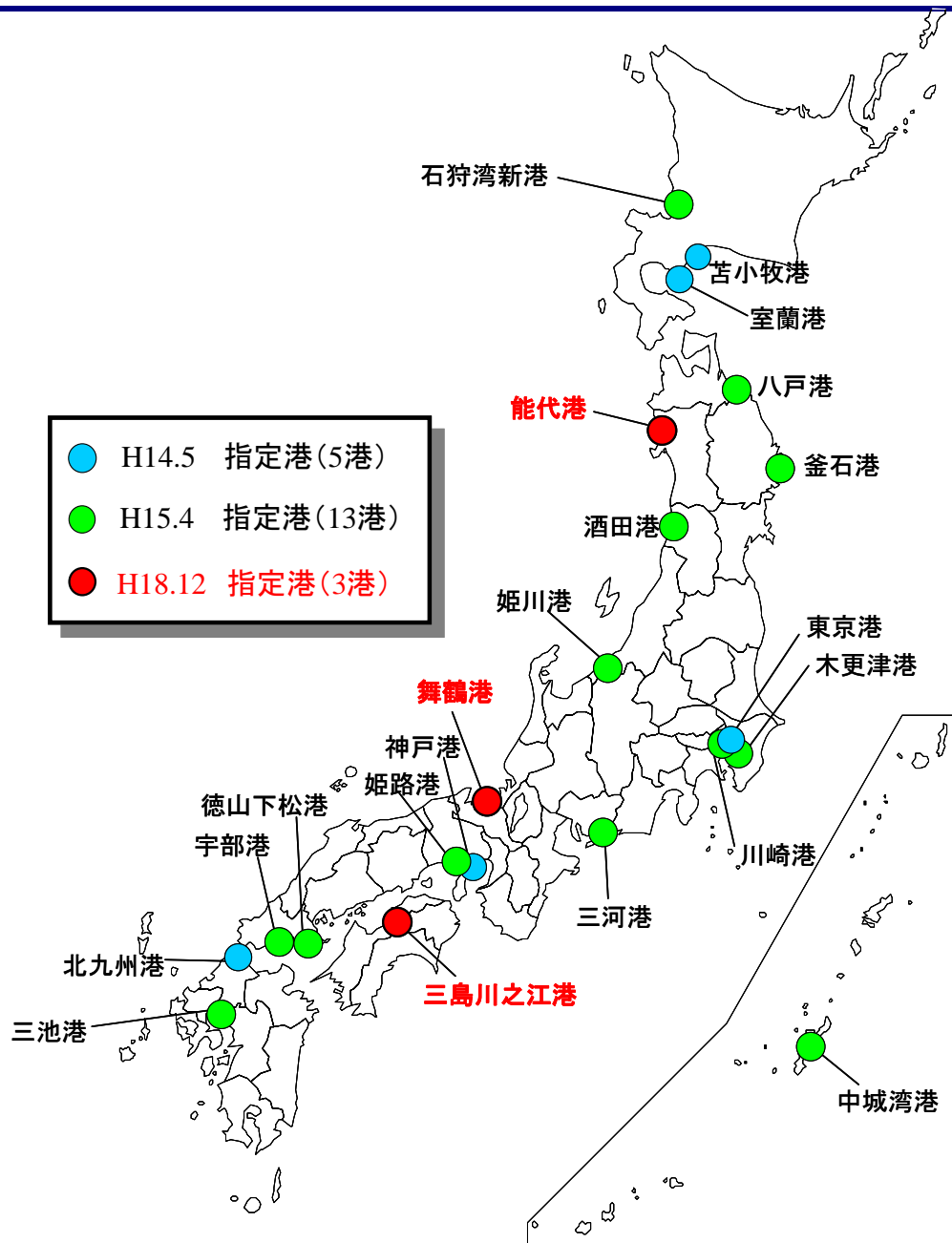


リサイクルポート指定港配置図



リサイクルポート指定要件

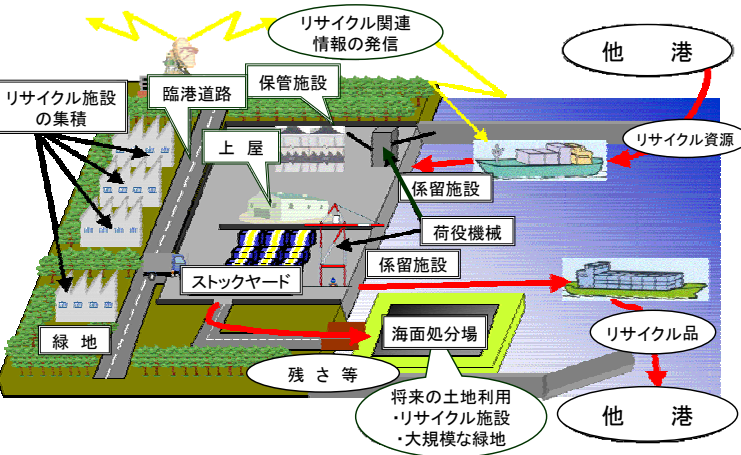
- ① 地理的・経済的に地域ブロックにおけるリサイクル拠点としてポテンシャルがあること。
- ② 静脈物流に係る港湾取扱貨物量が一定程度見込まれること。
- ③ リサイクル処理施設が既に立地している、又は立地が確実に見込まれること。
- ④ 港湾管理上、港湾における廃棄物の取扱いが円滑に行えること。
- ⑤ 地域との調整が整っていること。

港湾における循環資源物流拠点とネットワークの形成

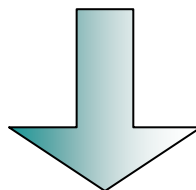
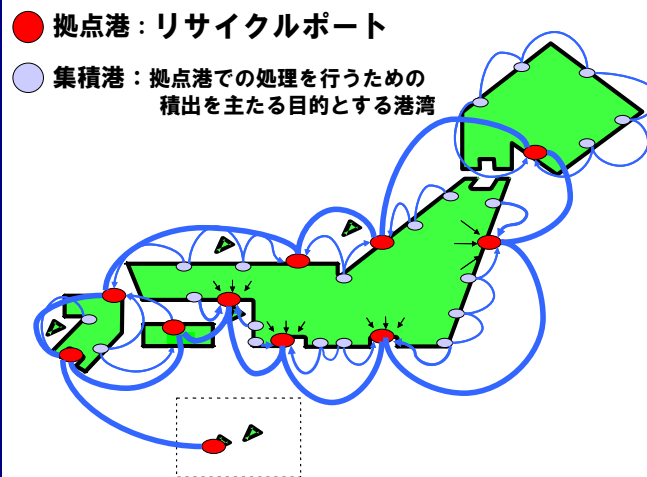
- 港湾管理者からの申請に基づいて、広域的な循環資源物流の拠点となる港湾を国がリサイクルポートとして指定。
- リサイクルポートを、広域的な循環資源物流拠点として育成するため、以下の施策に取り組む。
 - ・循環資源の取扱に関する運用等の改善
 - ・官民連携の促進
 - ・岸壁等の港湾施設の確保
 - ・積替・保管施設等の整備に対する支援等

リサイクルポートの形成と海上循環資源物流ネットワークの形成

リサイクルポートのイメージ図



ネットワークのイメージ図



これらを形成することにより、次の効果が見込まれる

港湾における循環資源物流拠点とネットワークの形成の効果

- ①全国的な物質循環の促進による循環型社会の構築
- ②海上輸送の利用による環境負荷の軽減
- ③広域的なリサイクル施設立地の拠点化と海上輸送の利用によるリサイクル処理コストの低減
- ④リサイクル施設の立地促進による臨海部産業の再生・活性化